地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者 教育次長 石川 隆一

- 契約の概要
 栗田谷中学校体育館外汚水桝詰り直し
- 2 履行(納品)場所神奈川区栗田谷3-1栗田谷中学校
- 3 契約日 令和6年2月29日
- 4 履行日 令和6年2月29日
- 5 契約金額 ¥49.500.-(税込み)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 三ツ矢設備工業株式会社 横浜市西区久保町 4-12
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 体育館外の汚水桝が木の根により詰まっており、放置していると逆流して水や汚物 が溢れ出る危険性があり、緊急に対応する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由 横浜市の有資格者名簿から、近隣で速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課 横浜市立栗田谷中学校